

事業事前評価表

国際協力機構 社会基盤部
都市・地域開発グループ

1. 案件名（国名）

国名：ウクライナ共和国

案件名：緊急復旧・復興プロジェクト

Project for Emergency Recovery and Reconstruction

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における復旧・復興の現状・課題及び本事業の位置付け

2022年2月24日に始まったロシア軍によるウクライナへの侵略は長期化し、同年10月以降、同国内の電力・エネルギー関連施設や民間施設を狙ったミサイル攻撃や砲撃等が続いている。攻撃による被害総額は1,350億米ドルを超え、セクター別の割合は住宅（37%）、輸送（26%）、エネルギー（8%）、商業・工業（8%）、農業（6%）、その他（15%）に及ぶ。同国政府、欧州委員会（EC）、世界銀行（WB）による復旧・復興ニーズアセスメント（「RDNA」、2023年3月）によれば、今後インフラ復旧に必要な費用は2023年3月時点で4,110億米ドルと試算されており、2022年9月時点の3,490億米ドルから上昇傾向にある（WB、2023年）。2023年3月時点で停戦の目途はついておらず、戦闘の継続により、さらなる被害の増大が見込まれる状況下、市民生活への影響は甚大であり、度重なる空襲警報に伴うシェルターへの都度避難や計画停電を余儀なくされる等、社会経済活動を含めて一層厳しい状況におかれている。

ウクライナの復旧・復興への取り組みは、戦禍においても人々の生活や経済活動を維持する上で、可能な範疇から実施していくことが、2022年7月のルガーノ復興会議¹や国際場裏においてコンセンサスとされており、同国政府もルガーノ復興会議において2032年までの復興計画の青写真を発表している。具体的には、未だ状況の収束の目途がつかない中、国内外に避難した国民の帰還を進め、戦禍により大きな被害を受けた生活基盤インフラの緊急的な復旧への対応が必要とされている状況にある。また迅速な復旧に向けて、ロシア軍により破壊された建物・施設・道路等の大量の瓦礫がインフラ復旧・復興の障害とならぬよう、早期の瓦礫除去・処理や、インフラの復旧・復興に係る計画策定が喫緊の課題となっている。

¹ スイス連邦・ルガーノにおいて開催されたウクライナの復興に関する国際会議。G7、EU各国等約40カ国の首脳、閣僚等に加え、世銀、IMF、OECDを始めとする18の国際機関の代表者等の出席。同会議後、ウクライナ復興の指針となる原則をまとめた「ルガーノ宣言」が発出された。

かかる背景を踏まえ、今般、ウクライナ政府の要請に基づき、緊急復旧・復興プロジェクト（以下、本事業という）を実施する。本事業は、戦時下で日々状況が変化する中、ウクライナ政府及び国際社会と協調の下、緊急的なニーズに応えるインフラ復旧や復旧・復興の計画策定を支援するものである。

（２）復旧・復興に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

ロシアによる侵略に対し、国際社会が自由主義的国際秩序の維持と価値観の共有を掲げウクライナを支援する中、我が国も同国への支援を表明している。2022年9月のG7各国首脳で発出されたウクライナ情勢に関するG7首脳声明においては、ウクライナが必要とする支援を提供することについての日本のコミットメントを堅持し、財政的、人道的、軍事的、外交的及び法的支援を継続する旨、確認している。また、2022年10月及び12月のG7首脳テレビ会議において、岸田総理及び林外務大臣は、ロシアによる攻撃はいかなる理由であれ、断じて正当化できないものであると、ロシア侵攻を強く非難するとともに、ウクライナ支援を継続していくことが不可欠である旨述べている。加えて、国連総会緊急特別会合において、林外務大臣は、包括的、公正かつ永続的な平和を促進することを目的としてウクライナ政府が行う真摯な取組みを日本は支持・支援する旨、宣言している。

JICA は、上記の日本政府の方針に基づき、ウクライナ及び周辺国支援として、①「ウクライナの国家基盤を支える協力」、②「地域安定化のための周辺国・ウクライナ避難民への協力」、③「復旧・復興の準備」、の3つの柱を掲げ、うち③においては「本格的な復旧・復興に向けた基盤整備」、「避難民の帰還に資する生活再建」、「雇用創出につながる農業・産業振興・輸出促進」、「民主主義支援・ガバナンス強化」、の4つの優先課題を軸に、事業を実施している。事業の形成及び実施にあたっては、既存案件の活用や日本の強みの活かせる案件形成等、緊急的な人道支援フェーズから復旧・復興開発フェーズまでの包括的な実施を念頭に置き進めている。本事業は、国際社会が喫緊の人道危機として位置づける、ウクライナのインフラ復旧事業や都市の復旧・復興計画の策定に資するものであり、上記の我が国を含む国際社会による支援の方向性と合致するものである。

（３）他の援助機関の対応

米国、EU を中心とした各国政府機関及び国際機関や国際 NGO 等がウクライナへの緊急人道支援、復旧・復興支援を継続的に実施している。また、2022年12月のG7会合においては、IMF を中心とした協調融資の促進によるウクライナの緊急かつ短期的な資金需要への対応が宣言されている。多数の機関が大規模かつ幅広いセクターにわたる支援を同時に展開する中、EC とウクライ

ナ政府は 2023 年 1 月に、対ウクライナ多機関ドナー調整プラットフォーム (Multi-agency donor coordination platform for Ukraine) を設置し、援助調整メカニズムと汚職防止プログラムを展開している。同イニシアティブの下、第 2 回復旧・復興ニーズアセスメント (RDNA2) が実施されており、20 の異なるセクターを対象に今次戦争による包括的なインパクト評価を行っている。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、危機下にあるウクライナに対し、インフラ緊急復旧事業の実施やインフラ復旧・復興計画の策定支援を通じ、破壊された都市基盤の本格的な復旧・復興に向けた基盤整備に寄与する。

(2) プロジェクトサイト／対象地域、対象セクター

対象地域：ウクライナ全土、主要都市（キーウ、オデーサ、ミコライウ、ハリキウ、ドニプロ、ヘルソン）

対象セクター：都市・地域開発、運輸交通、環境管理（がれき処理）、水資源、資源・エネルギー等

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：地方・国土・インフラ発展省、エネルギー省、主要自治体（キーウ、オデーサ、ミコライウ、ハリキウ、ドニプロ、ヘルソン）

最終受益者：ウクライナ全国民（3,800 万人）（WB, 2022 年）

(4) 総事業費（日本側）

約 70.7 億円

(5) 事業実施期間

2023 年 3 月～2026 年 8 月を予定（計 42 カ月）

(6) 事業実施体制

- ① 地方・国土・インフラ発展省（Ministry for Communities, Territories and Infrastructure Development）：道路交通、鉄道、港湾、空港等、公共住宅、地方のインフラ施設、都市計画等を所掌。
- ② エネルギー省（Ministry of Energy）：電力・エネルギー分野を所掌。
- ③ 主要対象地域の地方自治体（オデーサ市 Odesa City Council、ミコライウ市 Mykolaiv City Council、キーウ市 Kyiv City Council、ハリキウ市 Kharkiv City Council、ドニプロ市 Dnipro City Council、ヘルソン市 Kherson City Council）：自治体の行政サービス、都市道路、都市鉄道、上・下水、排水、住宅、ヒーティング等を所掌。

(7) インプット（投入）

- 1) 日本側

① 調査団員派遣（合計約 90 人月）：

全体総括／緊急復旧・復興、サイバー・デジタル技術、援助協調・研修計画・広報、仮置場モデル事業支援業務、機材グループ、戦略立案グループ

機材グループ	戦略立案グループ
<ul style="list-style-type: none"> - グループリーダー／機材 - 機材（運輸交通インフラ） - 機材（電力(発電・送配電)) - 機材（水） - 機材調達計画・積算（熱供給） - 機材（瓦礫・災害廃棄物処理） - 機材モニタリング・フォローアップ - 機材調達計画・積算 	<ul style="list-style-type: none"> - グループリーダー／都市復旧・復興計画 - 鉄道 - 道路・橋梁 - 空港・港湾 - 物流 - 電源・燃料（ガス・石油含む） - 電力系統 - 上下水 - 瓦礫・災害廃棄物処理 - 住宅・公共施設・建築 - 都市分析 - 経済（インフラエコノミスト） - 鉄鋼業・重化学工業 - ダメージ調査検討・管理

② 研修員受け入れ（復旧・復興／エネルギー等）

③ 機材供与：緊急インフラ復旧機材（電力関連機材、瓦礫・災害廃棄物処理用機材、水供給機材等）

2) ウクライナ国側

① カウンターパートの配置

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

JICA による支援は以下のとおり。

- 緊急経済復興開発政策借款（円借款）
- 緊急復旧計画フェーズ 1 及びフェーズ 2（無償資金協力）
- 国家地理空間データ基盤活用のための能力向上プロジェクト（技術協力）
- 人道的地雷・不発弾対策能力向上プロジェクト（技術協力）
- 廃棄物管理能力向上（技術協力）
- ウクライナの復興支援プログラムの戦略性強化に向けた被害状況に関する

情報収集・分析調査

- 対ウクライナ支援検討のためのロジスティクスに係る情報収集・確認調査
- ウクライナ危機にかかる緊急復旧に向けた情報収集・確認調査
- 地雷・不発弾分野支援に向けた情報収集・確認調査
- ウクライナにおける病院復旧に係る情報収集・確認調査
- 教育サービス緊急復旧に係る情報収集・確認調査
- 遠隔学習施設機材に係る情報収集・確認調査
- 下水処理場緊急復旧にかかる情報収集・確認調査
- 農業分野におけるウクライナ復旧・復興支援に向けた情報収集・確認調査

2) 他の開発協力機関等の援助活動

2. (3) に記載のとおり、国際機関や各国政府援助機関、国際 NGO 等が多岐に亘る支援を実施中。他機関の取り組みとの重複を避け、効果的な連携を図る。また、特にウクライナの都市と友好関係にある京都市（キーウ市）、大阪市（ドニプロ市）、横浜市（オデーサ市）はじめ、地方自治体の経験を生かした協力を検討する。

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

(ア) カテゴリ分類：C

(イ) カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：インフラ復旧事業により、甚大な被害を受けた地域（特にロシアからの侵攻を受け解放された地域及びその周辺）における社会的結束力や連帯が強化され、平和構築に資することが期待される。

3) ジェンダー分類：対象外

<活動内容／分類理由> 本事業では、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組について指標等を設定するに至らなかったため。

(9) その他特記事項：安全対策

本事業の実施にかかる JICA 関係者（邦人）のウクライナ入国を基本的に想定しない活動計画とし、現地活動は周辺国のポーランド・モルドバ等の第三国とする。ローカル人材による先方実施機関へのヒアリング調査等も想定されるが、当該人材の同国内での活動については、必要な安全情報などの提供を行うなど、安全配慮に努める。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標（事業完了後、提案計画により中長期的に達成が期待される目標）：危機禍にあるウクライナにおいて、破壊された都市基盤の本格的な復旧・復興に向けた基盤が整備される。

(2) プロジェクト目標：インフラの緊急復旧が行われるとともに、対象都市のインフラ復旧・復興計画の策定が促進される。

(3) 成果：

成果 1：優先緊急復旧事業（Quick Impact Projects、以下「QIPs」とする）の形成及び実施

成果 2：デジタル技術を活用した機材のモニタリング体制・フォローアップ体制の構築

成果 3：無償資金協力事業「ウクライナ国緊急復旧計画」（包括無償）の円滑な実施に向けた調査・調整

成果 4：ウクライナによる復旧・復興計画策定の促進

(4) 項目

成果 1：優先緊急復旧事業（QIPs）の形成及び実施

1-1 緊急インフラ復旧機材を活用した調査および技術移転の実施

1-2 調査項目 1-1.以外の優先緊急復旧事業（QIPs）の形成・実施

成果 2：デジタル技術を活用した機材のモニタリング体制・フォローアップ体制の構築

2-1 機材のフォローアップにかかるシステム構築

2-2 機材モニタリングチームの設置及び使用状況のモニタリング

成果 3：無償資金協力事業「ウクライナ国緊急復旧計画」（包括無償）の円滑な実施に向けた調査・調整

3-1 無償資金協力事業「ウクライナ国緊急復旧計画」で供与するインフラ復旧機材の選定にかかる戦略性および活用シナリオのレビューと追加検討

3-2 同無償資金協力事業で供与する機材の数量・スペック・積算等の具体的内容のレビューと必要な追加検討

3-3 同無償資金協力事業にかかる機材仕様書（案）の作成

成果 4：ウクライナによる復旧・復興計画策定の促進

4-1 2023年～2024年の越冬対策を含む緊急復旧支援の検討

4-2 日本の復旧・復興の知見を共有するための研修の計画・実施

4-3 電力供給システム（電源、系統）の復旧・復興に向けた戦略の検討

4-4 復旧・復興の計画の方向性にかかる検討

4-5 中長期的な優先的取り組みの検討

4-6 復旧・復興計画の策定及び実施に関する能力強化

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件：特になし

(2) 外部条件：

- ウクライナでの治安悪化、戦闘の激化により事業が継続できない事態が発生しない。
- ウクライナの復旧・復興にかかる基本的な方針に大幅な変更が生じない。
- 復旧・復興事業検討のためのウクライナ側からの情報提供に大幅な遅延が生じない。
- 戦争やインフレの影響により、人件費や資機材費等が急激に高騰しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

フィリピン国「台風ヨランダ災害緊急復旧復興プロジェクト」では、優先緊急復旧事業 QIPs の実施に際し、対象地域の公平性や事業の持続性を考慮して検討した結果、協力計画の策定に時間を要し、事業開始は被災から約 8 か月後となった。また、プログラム無償の形成に際しては、フィリピン政府側の提案を尊重した結果、施設 3 件・機材 6 件となり、関連省庁は 10 省庁に及んだ。この結果、調査期間・項目が拡大し、関係者間の調整負担も増大した。

同経験を踏まえ、優先緊急復旧事業 QIPs については、迅速な効果発現を重視し、被害が甚大かつ優先順位の高いニーズに的を絞ったうえで迅速に実施することとする。また、復旧・復興期は資機材高騰等が見込まれるため、事業規模の検討に際しては調達事情に合わせて数量調整が可能な事業内容を検討する。

過去の無償資金協力による類似案件の事後評価等においては、供与機材の持続的活用を確保するため、保守管理に必要な予算措置やスペアパーツ等の交換部品の調達容易性についてあらかじめ十分に確認する必要性が指摘されている。本事業においてはこれら課題に対して継続的に関係機関と協議・調整するとともに、現地及び近隣国における代理店や取扱業者による保守管理や必要費用について確認を行ったうえで、機材調達を進めるものとする。

7. 評価結果

本事業は、国際社会全体や我が国及び JICA の協力方向性に合致し、緊急的なニーズへの対応を通じ、戦禍からの復旧・復興の促進に資するものである。また、ロシア軍による侵略・領土内への攻撃により甚大な被害を受けたウクライナに対し、国内避難民や国外からの帰還民等の生活再建や社会経済活動の維持・継続に資するものであり、人間の安全保障にも資するものであり、2. (1) 及び (2) に記載の通り、JICA が本事業を実施する意義と必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 事後評価に用いる基本指標
4. に記載のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
事後評価（事業完了3年後）

以 上